

にかほ市低入札価格調査取扱実施要領

令和4年12月28日

告示第138号

(趣旨)

第1条 この告示は、にかほ市低入札価格調査取扱要綱(令和4年にかほ市告示第137号。以下「要綱」という。)に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、契約担当者が、予定価格算出の基礎となった設計書及び仕様書等に基づき、契約ごとに別表1に定める方法により算定した額とする。

2 要綱第3条に規定する調査基準価格を定める場合は、予定価格調書(様式第1号)を作成するものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第3条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して落札決定を保留する旨を告知し入札を終了する。

2 入札執行者は、前項により入札を終了したときは、直ちに各入札者の入札価格に基づき、最低価格入札者による入札が別表2に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。

3 前項の調査において最低入札価格者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあつては、要綱第4条第2項に規定する詳細調査を行わず、低入札価格調査を終了するものとする。

4 第2項の調査において、最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあつて、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費に5分の2を乗じて得た額の合計額(千円未満切捨て)以上であるとき、又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額(千円未満切捨て)以上であるものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

5 前2項の規定に該当しない場合においては、入札執行者は、最低価格入札によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 工事費内訳書

設計図書で定めている仕様及び数量となっていること。資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等。

(3) 手持工事の状況

技術者が適正に配置されることが見込まれること。

(4) 手持資材の状況及び資材購入の予定

必要な資材が確保されることが見込まれること。

(5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定

必要な機械が確保されることが見込まれること。

(6) 労務者の供給見通し

労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。

(7) 下請負の予定者及び金額

下請価格が適正であり、しわ寄せが生じるおそれがないこと。

(8) 建設副産物の搬出予定

建設副産物の搬出計画が適切であること。

(9) 予定工程表

適切な施工が見込まれる工程となっていること。

(10) 過去に施工した公共工事の状況

過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

(11) 経営状況

経営状況に問題がないこと。

(12) 信用状態

建設業法違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

(13) その他特に必要と認められる事項

6 入札執行者は第4項の規定にかかわらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の全部又は一部について調査することができるものとする。

7 入札執行者は、必要に応じ専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。

8 入札執行者は詳細調査を行う場合には、調査対象者に対して資料提出依頼書(様式第2号)により資料提出を求めるものとする。

9 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」(様式第3号)を作成するものとする。

(調査結果の報告)

第4条 要綱第5条の規定による調査結果の報告は、低入札価格調査表その他必要な資料を添えて、にかほ市指名審査調整会議に対して行うものとする。

(関係者への通知等)

第5条 入札執行者は、第3条第2項に規定する調査を実施した結果、落札者を決定した場合には、様式第6号により入札参加者全員に通知するものとする。

2 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果最低価格入札者の入札価格によってその者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式第4号により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

3 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、次順位者を落札者として決定したときは、様式第5号により最低価格入札者に対して落札者としな

ととした旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対して次順位者が落札者になった旨を通知するものとする。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

調査基準価格の算定式

予定価格算出の基礎となった各経費の額について、それぞれ次のアからエまでに掲げる方法により計算して得た額の合計額（千円未満切捨て）とする。ただし、その額が、入札比較価格の額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該10分の9.2を乗じて得た額とし、入札比較価格の額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

（注）

- 1 工事等の性質上、上記の算定方法により難しい場合にあっては、個別に適宜の割合を乗じて得た額の合計額とすることができる。
- 2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の用語の定義については、原則として、土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基準の例によるものとする。

別表2（第3条関係）

失格判断基準

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であつて、次に該当すること。

入札価格が、入札価格の低い順から5者（入札参加者が5者未満である場合は入札参加者全員）の平均価格に10分の9.5を乗じて得た額（千円未満切捨て）を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があつた場合にあっては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した金額が調査基準価格を上回る場合にあっては、調査基準価格に相当する額とするものとする。